

都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関する説明会

固都市整備課 ☎(50)1214

市では平成22年12月に策定した香取市都市計画マスタープランで、「香取市全域を都市計画区域とすることを旨とし、市民への説明や関係機関と協議・調整を行っていく」としています。

現在の都市計画区域マスタープランは、平成16年2月に県が市町村の案をとりまとめて策定したものです。その

ため、佐原都市計画区域と小見川都市計画区域それぞれに計画があります。しかし、今後の人口減少、高齢化の進展、防災性の向上など、各種課題をはじめ、社会経済情勢の変化に対応するため、市全域を香取市都市計画区域とする原案を作成しました。

この香取市都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、説明会やホームページなどで情報の提供を行い、皆さんの意見をお聞きしたいと考えています。

なお、都市整備課・各支所でも閲覧できます。

■住民説明会

| 会場 | 日時 |
|--------------|--------------------------------|
| 佐原中央公民館 大会議室 | 5月20日(水) 19時～ 5月23日(土) 14時～ |

マスタープランとは

都市計画区域について長期的な視点に立った都市の姿を明らかにするとともに、その実現に向けて大きな道筋を示すものです。

注意!! 市役所職員をかたる泥棒

固香取警察署 ☎(54)0110 環境安全課 ☎(50)1248

市の職員をかたり、「ゴミステーションの確認」などと言って誘い出し、その隙に家に入る盗難被害が発生しています。被害に遭わないよう次のことに気を付けましょう。

- ◇訪問者の身分を確認
- ◇外出するときは確実に鍵を閉める
- ◇不審者が現れた場合は警察に通報

木造住宅の耐震診断・耐震改修への助成を行っています

固都市整備課 ☎(50)1214

木造住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断・耐震改修をする場合、診断費や工事費などの一部を助成します。

耐震診断

■助成額 対象経費の2分の1以内で限度額まで

- ◇診断費…5万円を限度

耐震改修

■助成額 対象経費の3分の1以内で限度額まで

- ◇工事費…30万円を限度
- ◇設計費…4万円を限度
- ◇監理費…6万円を限度

新規貸与

自己負担金

- ◇市内居住世帯(住民登録者) 1万2000円
- ※一世帯1台まで

固総務課 ☎(50)1201

防災行政用無線の貸し出し

固総務課 ☎(50)1201

防災行政用無線は、防災などの緊急情報を伝達するために設置しています。

地域によっては屋外放送塔による放送が聞き取りにくい場合があるため、希望者に戸別受信機の貸し出しを行っています。

■申込方法

- ◇市内に事業所を有する法人や個人 2万4000円
- ◇防災関係機関など 無料

総務課または各支所へ申請(郵送可)してください。申請書は総務課、各支所にあります。また、市ホームページからも入手できます。

■貸与の決定

申請書の内容を審査後、受け付けの翌月末日までに貸与決定(却下) 通知書を郵送します。

■貸与時期および貸与方法

詳細は貸与決定通知書送付時にご案内します。

旧戸別受信機の交換

市内全域で情報を一斉に伝達できるよう、周波数を統一し、旧町で運用していた周波数の電波を停止しました。現在、旧戸別受信機では、一切放送を受信することができません。

まだ旧町の戸別受信機をお持ちの人は、お早めに交換してください。

■対象

旧町の戸別受信機をお持ちの人(旧佐原市の機器はそのまま使えます)

■交換費用 無料

※交換方法を説明しますので、事前に総務課へ連絡ください

防災行政用無線の放送内容確認方法

携帯電話のメール配信で 登録は、右QRコードから

フリーダイヤルで ☎0120-971-088

※直前24時間以内に放送した内容を自動音声案内で確認できます

ホームページで PC版 ☎http://www.city.katori.lg.jp/bousai/musen.php

モバイル版 ☎http://www.city.katori.lg.jp/mobile/

情報公開制度と個人情報開示

固総務課 ☎(50)1201

情報公開の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんに行政文書を開示請求する権利を保障し、その請求に応じて情報や文書などを公開する制度です。

市では、今後も情報公開制度に加えて、広報活動および各所管課などの情報や資料の提供を積極的に行い、皆さんの市政への理解と参加をより一層推進し、公正で開かれた市政を目指してまいります。

実施機関は、一般的な市の機関(市長)、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会です。

■情報公開などの状況(平成26年度)

| 実施機関 | 請求 | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 文書不存在 | 却下 | 取下げ | 不服申立 |
|---------|----|----|------|-----|-------|----|-----|------|
| 市長 | 11 | 5 | 4 | - | 2 | - | - | - |
| 水道事業管理者 | 3 | - | 1 | 2 | - | - | - | - |
| 合計 | 14 | 5 | 5 | 2 | 2 | - | - | - |

※上記以外の実施機関は請求がありませんでした

個人情報の運用状況

個人情報保護制度は、市民の皆さんの権利と利益を保護する制度です。市が個人情報を正しく安全に取り扱うためのルールを定めるとともに、市が保有する本人の情報(文書など)に限って、見たり、誤りを正したりする権利などを保障しています。

■個人情報の閲覧などの状況(平成26年度)

| 実施機関 | 請求 | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 文書不存在 | 訂正など |
|------|----|----|------|-----|-------|------|
| 市長 | 27 | 24 | 2 | - | 1 | - |
| 合計 | 27 | 24 | 2 | - | 1 | - |

※上記以外の実施機関は請求がありませんでした